

事業評価書（事前）

平成21年10月

評価対象（事業名）	中小企業における最低賃金の引上げの円滑な実施のための環境整備事業												
主管部局・課室	労働基準局勤労者生活部勤労者生活課												
関係部局・課室													
関連する政策体系													
<table border="1"> <tr> <td>基本目標</td> <td>Ⅲ</td> <td>労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>1</td> <td>労働条件の確保・改善を図ること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>1-1</td> <td>労働条件の確保・改善を図ること</td> </tr> <tr> <td>個別目標</td> <td>2</td> <td>最低賃金制度の適正な運営を図ること</td> </tr> </table>		基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	施策目標	1	労働条件の確保・改善を図ること	施策目標	1-1	労働条件の確保・改善を図ること	個別目標	2	最低賃金制度の適正な運営を図ること
基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること											
施策目標	1	労働条件の確保・改善を図ること											
施策目標	1-1	労働条件の確保・改善を図ること											
個別目標	2	最低賃金制度の適正な運営を図ること											

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

<p>「連立政権樹立に当たっての政策合意」（民主党、社会民主党、国民新党）に記載のある「最低賃金の引き上げを進める。」等を実現するためには、最低賃金の引上げについて労使関係者と調整を行うとともに、中小企業に対する具体的な支援策を講じていくことが重要である。このため、最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける地域や業界団体を対象として、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行う必要がある。</p>						
現状・問題分析に関連する指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	地域別最低賃金の全国加重平均額（単位：円）	668	673	687	703	713
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準局調べ。 ・数値は、各都道府県の地域別最低賃金額及び適用労働者数（事業所・企業統計調査等に基づき推計したもの）から算出したもの。 ・地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されている。 						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（受託者）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規
1 中央検討委員会の開催等 関係省庁担当者、中小企業の賃金制度・経営改善の専門家等からなる検討委員会を設置し、標準調査票の作成、調査結果の地域・業界のクロス分析、具体的な支援策の検討等を行うとともに、下記2の地域・業界団体からの報告書を踏まえ、報告書（全体版）を作成する。
2 地域・業界団体に応じた課題の検討等 最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける地域や業界団体について、県商工等担当部局、関係省庁担当者、中小企業の賃金制度・経営改善の専門家等からなる調査委員会を設置し、各地域・業界用の調査票の作成、実態調査の実施、調査結果を踏ま

えた課題の検討等を行い、地域・業界団体ごとの報告書を作成する。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他()					
予算額(単位:百万円)	H18	H19	H20	H21	H22
	-	-	-	-	207 (-)
※「H22」については予算概算要求額					
※()は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額					

3. 事業の目標

事業の目標	
最低賃金の引上げに向けて、労使関係者と調整を行うとともに、中小企業に対する具体的な支援策を講じていくため、これに資する資料として、最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける地域や業界団体を対象として、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、平成22年11月までに報告書を取りまとめる予定である。	
政策効果が発現する時期	平成22年度以降

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 報告書において最低賃金の引上げのための課題等や価格転嫁を行う場合の問題点等が明らかにされたか否か (- / 平成22年度)	最低賃金を引き上げるといふ三党連立政権合意を実現するためには、労使関係者と調整を行うとともに、中小企業に対する具体的な支援策を講じていくことが重要である。このため、本事業で作成する報告書(全体版)において、地域・業界の実態を踏まえ、賃金実態、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等を明らかにすることが必要不可欠である。
(調査名・資料出所、備考)	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 報告書(全体版)の作成(1件 / 平成22年度)	最低賃金を引き上げるといふ三党連立政権合意を実現するためには、労使関係者と調整を行うとともに、中小企業に対する具体的な支援策を講じていくことが重要である。本事業については、これらに資するための賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、報告書(全体版)に取りまとめることを目標としている。
(調査名・資料出所、備考)	
参考統計	本事業と統計の関連についての説明
1 地域別最低賃金の全国加重平均額(単位:円)	本事業は、これまでの地域別最低賃金の引上げの状況を踏まえつつ、三党連立政権合意を実現するために、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行うものである。
(調査名・資料出所、備考)	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 最低賃金制度は法律において行政機関(国)が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する行政機関(国)が関与する必要がある。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 最低賃金制度は法律において国が所掌する制度とされており、最低賃金を引き上げる場合に影響を受けると考えられる地域・業界についての実態把握等は、制度を所掌する国において行う必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 外部有識者を含めた検討委員会・調査委員会を設置し、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討について、専門的な見地から行う必要があるため、シンクタンク、地域・業界団体等に外部委託することを予定している。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
事業の実施 → 地域・業界団体を通じて、賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討 → 報告書の作成 → 最低賃金の引上げについて労使関係者との調整及び中小企業に対する支援策の検討に寄与
事業の有効性
地域・業界団体を通じた賃金実態の把握及び、最低賃金引上げのための課題・価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行い、その結果等を踏まえることで、最低賃金引上げに向けた中小企業に対する支援策をより実効あるものとする事ができることから、本事業は有効な手段である。

(3) 効率性の評価

賃金実態の把握、最低賃金の引上げのための課題、価格転嫁を行う場合の問題点等の把握・検討を行う必要があるところ、これらの調査項目等に関して知見を有するシンクタンクや、賃金水準の低い事業場を多く傘下に抱える地域・業界団体等を実施主体とし、検討委員会・調査委員会を設置して行う方法で実施することは効率的である。
--

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

--

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当 (1) 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 (2) 具体的記載
②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。) (1) 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

(2) 具体的内容

③ 審議会の指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

④ 研究会の有無

- (1) 有・無
- (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤ 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有・無
- (2) 具体的状況

⑥ 会計検査院による指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

⑦ その他

「連立政権樹立に当たっての政策合意」(民主党、社会民主党、国民新党)において、「<前略>最低賃金の引き上げを進める。」とされている。
民主党マニフェストにおいて、「貧困の実態調査を行い、対策を講じる。」、「最低賃金の原則を『労働者とその家族を支える生計費』とする。」、「全ての労働者に適用される『全国最低賃金』を設定(800円を想定)する。」、「景気状況に配慮しつつ、最低賃金の全国平均1000円を目指す。」、「中小企業における円滑な実施を図るための財政上・金融上の措置を実施する。」とされている。